

信州大学教育学部エコキャンパス作りのための環境管理組織内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、信州大学教育学部（以下「本学部」という。）におけるエコキャンパス作りの一環として環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）に基づく環境保全活動の組織及びその構成並びに安全管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 EMS 組織における継続的な環境負荷軽減を目的とし、環境方針策定、計画、実施・運用、点検・是正、見直しのスパイラル的なサイクルにより、組織の環境活動を継続的に向上させるシステムをいう。
- 二 教育学部サイト EMSの実施運用の対象となる、長野（教育）キャンパス（本学部、附属次世代型学び研究開発センター、信州大学生協同組合教育学部事業所を含む。）、附属志賀自然教育研究施設、及び附属学校園をいう。
- 三 環境方針 組織が、環境マネジメントに基づいて、組織における全環境活動の意図と原則を示し、環境目的及び目標の枠組みを提示するものをいう。
- 四 環境目的 環境方針を具体的に達成するために全般的な環境の到達点として定めたものをいう。
- 五 環境目標 環境目的を達成するために個別の目標を定めたものをいう。
- 六 環境マネジメントプログラム 組織の環境目的及び目標を達成するための手段、日程、資源、責任を具体的に記述したものをいう。

(EMSの実施運用)

第3条 本学部における環境保全活動は、EMSを構築し、実施する。

2 この内規に定めるもののほか、EMSに関し必要な事項は、環境管理マニュアル及び環境管理体制運営要領、EMS要領手順書（以下「環境管理マニュアル等」という。）として別に定める。

(実施運用管理体制)

第4条 EMSを実施運用するため、本学部に次の環境管理組織を置く。

- 一 サイトトップ
- 二 環境管理責任者
- 三 副環境管理責任者
- 四 副環境管理責任者（長野附属担当）
- 五 副環境管理責任者（松本附属担当）
- 六 エコキャンパス委員会
- 七 エコキャンパス運営会議
- 八 実行統括責任者
- 九 実行統括責任者（長野附属担当）
- 十 実行統括責任者（松本附属担当）
- 十一 実行統括副責任者
- 十二 実行ユニット
- 十三 環境学生委員会
- 十四 EMS事務局
- 十五 内部環境監査委員会

第2章 サイトトップ及び環境管理責任者

(サイトトップ)

第5条 サイトトップは、教育学部サイトにおけるEMSを掌理する。

2 サイトトップは、教育学部長をもって充てる。

(サイトトップの職務)

第6条 サイトトップは、次に掲げる職務を行う。

- 一 環境方針に関すること。
- 二 EMSの構築、見直し等に関すること。
- 三 監査計画に関すること。
- 四 その他EMSの実施運用に必要な重要事項

(環境管理責任者、副環境管理責任者及び環境管理責任者補佐)

第7条 環境管理責任者は、サイトトップの命を受け、EMSの実施運用を総合的かつ体系的に推進するため、その業務を総合調整するとともに、その実施運用を掌理する。

- 2 環境管理責任者は、エコキャンパス委員会委員長をもって充てる。
- 3 副環境管理責任者は、エコキャンパス委員会副委員長をもって充てる。
- 4 副環境管理責任者（長野附属担当）は、長野地区の附属学校長1名をもって充てる。

- 5 副環境管理責任者（松本附属担当）は、松本地区の附属学校園長1名をもって充てる。
- 6 環境管理責任者は、その職務を補助する者を環境管理責任者補佐として任命することができる。
（環境管理責任者の職務）

第8条 環境管理責任者は、EMSの実施運用のため、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 環境影響評価等の調査について部会長及び実行統括責任者に指示するとともに、集約した結果をもとに環境影響評価等の登録表を策定し、サイトトップに報告すること。
- 二 環境目的及び目標案（変更時の検討案を含む。）をエコキャンパス委員会へ提案すること。
- 三 環境マネジメントプログラムの策定を実行統括責任者及び部会長に指示し、この策定案を取りまとめ、エコキャンパス委員会へ提案すること。
- 四 EMSの確立、実施、維持及び管理に関し、定期的にサイトトップに報告すること。
- 五 環境関連事故及び緊急事態の概要について実行統括責任者から報告を受け、サイトトップに報告すること。
- 六 その他環境管理マニュアル等に定める事項

第3章 エコキャンパス委員会

（審議）

第9条 エコキャンパス委員会は、教育学部サイトにおけるEMSの実施運用及び安全管理に必要な次に掲げる事項を審議する。

- 一 環境目的及び目標の設定に関すること。
- 二 環境管理組織の見直し案の策定に関すること。
- 三 予算及び決算に関すること。
- 四 環境管理マニュアル等の作成、変更等に関すること。
- 五 第14条に定める部会から付議された事項に関すること。
- 六 その他サイトトップが必要と認めること。

2 エコキャンパス委員会は、原則として毎年6月、10月、2月に定例会議を開催する。

（組織）

第10条 エコキャンパス委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 委員長
- 二 副委員長
- 三 内部環境監査委員長
- 四 各部会長
- 五 各副部会長
- 六 EMS事務局長
- 七 EMS副事務局長
- 八 その他委員長が必要と認める者
（委員長及び副委員長）

第11条 エコキャンパス委員会の委員長（以下「委員長」という。）及びエコキャンパス委員会の副委員長（以下「副委員長」という。）は、サイトトップが指名する。

2 委員長は、エコキャンパス委員会を主宰し、議長を務める。

3 委員長は、第9条第1項第1号から第4号について審議し、結論を得た場合には、教授会に報告するものとする。

（任期）

第12条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員以外の者の出席）

第13条 委員長が必要と認めたときは、エコキャンパス委員会に委員以外の者の出席を求め、その報告・意見を聴くことができる。

（部会）

第14条 エコキャンパス委員会に、EMSの実施運用の実務及びエコキャンパス委員会から付託を受けた事項を審議するため、第1部会と第2部会を置く。

2 前項に掲げる部会（以下「各部会」という。）に、部会長及び副部会長を置く。

（部会の組織）

第15条 第1部会は、サイトトップが指名する教員4名及び事務職員3名の委員をもって組織する。

2 第2部会は、サイトトップが指名する教員2名及び事務職員2名の委員をもって組織する。

（任期）

第16条 各部会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 各部会の部会長は、2年目委員から選出され、任期を1年とする。

3 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会の職務）

第17条 各部会は、サイトトップの定める方針に従い当該部会に係る環境目的及び目標を定め、環境マネジメントプログラムの案を作成する。

第18条 第1部会においては、次の職務を行う。

- 一 第1部会の環境目的及び環境目標に関すること。
(総務)
- 二 EMS構築のための、環境管理マニュアル・要領手順書の作成(変更時の検討案を含む)に関すること。
- 三 エコキャンパス作りのための広報・情報・教育訓練に関すること。
- 四 法規制登録に関すること。
- 五 予算案の作成及び予算の要求に関すること。
(環境研究・環境教育)
- 六 教育学部における環境研究・環境教育の充実に関すること。
(地域貢献)
- 七 地域の環境教育に貢献する活動に関すること。

第19条 第2部会においては、次の職務を行う。

- 一 第2部会の環境目的及び環境目標に関すること。
(省エネ・リサイクル)
- 二 省エネ・リサイクル等の環境保全活動に関すること。
(化学物質等の管理)
- 三 化学物質の保管・管理に関すること。
- 四 高圧ガスの保管・管理に関すること。
- 五 実験廃液の処理に関すること。

第20条 第18条及び第19条に定めるもののほか、各部会の職務は、環境管理マニュアル等に定める。
(エコキャンパス委員会の庶務)

第21条 エコキャンパス委員会の庶務は、EMS事務局が担当する。

第4章 エコキャンパス運営会議

(職務)

第22条 エコキャンパス運営会議は、教育学部サイトにおけるEMSの実施運用及び安全管理に必要な各部会の連絡調整を行う。

2 エコキャンパス運営会議は、原則として、毎年偶数月に定例会議を開催する。

(組織)

第23条 エコキャンパス運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 環境管理責任者
- 二 実行統括責任者
- 三 実行統括副責任者
- 四 第1部会長
- 五 第2部会長
- 六 内部環境監査委員長
- 七 EMS副事務局長

(議長)

第24条 エコキャンパス運営会議の議長(以下「議長」という。)は環境管理責任者とする。

2 議長は、エコキャンパス運営会議を主宰する。

(任期)

第25条 議長及び第23条の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の出席)

第26条 議長が必要と認めるときは、エコキャンパス運営会議に委員以外の者の出席を求め、その報告・意見を聴くことができる。

第27条 エコキャンパス運営会議の庶務は、EMS事務局が担当する。

第5章 実行統括責任者

(実行統括責任者、実行統括副責任者及び実行統括責任者補佐)

第28条 実行統括責任者は、環境管理責任者の指示を受け、EMSの実施運用の実務を総括整理する。

2 実行統括責任者は、副委員長とする。

3 実行統括責任者(長野附属担当)は、長野地区の附属副校長1名をもって充てる。

4 実行統括責任者(松本附属担当)は、松本地区の附属副校長1名をもって充てる。

5 実行統括副責任者は、サイトトップが指名する。

6 実行統括責任者は、その職務を補助する者を実行統括責任者補佐として任命することができる。

(職務)

第29条 実行統括責任者は、EMSの実施運用のため、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 各実行ユニットの責任者に環境影響評価について調査を指示して、取りまとめたものを審査し、環境管理責任者に提出すること。

- 二 定期的な監視及び測定を行い、環境目的及び目標との適合について検討し、環境管理責任者に報告すること。
- 三 各実行ユニットの責任者に対する適正な環境活動の実行指示及び指導助言（不適合の是正を含む。）を行うこと。
- 四 環境関連事故及び緊急事態を予防するとともに発生時の対応処置を講ずること。
- 五 環境学生委員会の活動に係わる指導、助言及び援助に関すること。
- 六 その他環境管理マニュアル等に定める事項。

第6章 実行ユニット

(実行単位)

第30条 教育学部サイトにおける環境マネジメントの実施は、ユニットを実行単位として、実施運用する。

(実行ユニット責任者)

第31条 各実行ユニットには、責任者を置き、各ユニットからの選出に基づき、サイトトップが指名する。

- 2 実行ユニット責任者は、当該ユニットにおける実務を整理する。
- 3 前項に定めるもののほか、実行ユニット責任者は、環境管理マニュアル等に定める事項を行う。

第7章 環境学生委員会

(環境学生委員会)

第32条 環境学生委員会は、教育学部サイトの学生（大学院生を含む。）のボランティアにより組織する。

- 2 環境学生委員会委員は、必要に応じて、各部会及び内部環境監査委員会に参画し、EMSの実行及び推進に協力する。

(委員長)

第33条 環境学生委員会委員長は、環境学生委員会からの推薦に基づき、サイトトップが指名する。

- 2 環境学生委員長は、環境学生委員会を主宰し、その業務を掌理する。

(業務)

第34条 環境学生委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生委員会が提案し、エコキャンパス委員会が了承した業務に関すること。
- 二 その他エコキャンパス委員会が必要と認める業務

(顧問)

第35条 環境学生委員会は、その業務に関し、顧問から助言を受けることとする。

- 2 環境学生委員会の顧問は、環境管理責任者の推薦をもとに、サイトトップが指名する。
- 3 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第36条 環境学生委員会の庶務は、環境学生委員会において処理するとともに、EMS事務局が補佐する。

第8章 EMS事務局

(組織)

第37条 EMS事務局に、事務局長及び副事務局長を置き、事務局長は教育学部副学部長（事務担当）をもって充て、副事務局長は教育学部事務長補佐をもって充てる。

- 2 EMS事務局は、教育学部職員をもって組織する。

(業務)

第38条 EMS事務局は、EMSの管理運営に関し、次に掲げる事務を処理する。

- 一 環境関係法令の制定・改正調査に関すること。
- 二 エコキャンパス委員会文書の作成、保管等に関すること。
- 三 予算の執行及び決算報告書の原案に関すること。
- 四 サイトトップ、環境管理責任者、実行統括責任者、各部会等の連絡調整に関すること。
- 五 その他環境管理マニュアル等に定める事項

第9章 内部環境監査委員会

(組織)

第39条 内部環境監査委員会には委員長及び副委員長を置き、サイトトップが指名する。

- 2 内部環境監査委員会は、サイトトップが指名する教員6名（委員長を含む）及び事務職員1名をもって組織する。
- 3 副委員長は次年度の委員長に指名されるものとする。

(任期)

第40条 内部環境監査委員会委員長及び副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(業務)

第41条 内部環境監査委員会は、教育学部サイトにおける次に掲げる内部環境監査業務を実施する。

- 一 EMSの内部環境監査の実施に関すること。
- 二 内部環境監査計画の立案に関すること。
- 三 内部環境監査報告に関すること。
- 四 内部環境監査員養成講習に関すること。
- 五 その他環境管理マニュアル等に定める事項

第10章 顧問

第42条 サイトトップはエコキャンパス委員会に顧問を置くことができる。

第11章 その他

(雑則)

第43条 本学部における環境保全活動に関しこの内規に定めのない事項は、サイトトップがエコキャンパス委員会の審議に基づき別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初のエコキャンパス委員会委員長は、学部長が指名する。
- 3 この内規施行後、最初に選出された委員の任期については、この内規施行の日から平成19年3月31日までをもって2年とする。

附 則

この内規は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年4月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年9月3日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年度に限り、二つの部会及び内部環境監査委員会を構成する委員数に過不足があることを経過措置として認めるものとする。

附 則

この内規は、平成28年1月6日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年12月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。